

医療法人友誼会西大和リハビリテーション病院 運営規程

指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕

（事業の目的）

第1条 医療法人友誼会 西大和リハビリテーション病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者の自宅を訪問し、利用者の意思及び人格を尊重、および心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問リハビリテーション、および指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護状態のある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、心身機能の維持回復を図る。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 医療法人友誼会 西大和リハビリテーション病院

（2）所在地 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台3丁目2番2号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

（1）医師：1人

医師は訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕の作成にあたり、利用者の診療を行う。また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及び指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（2）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：人員基準上必要な数以上

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（3）管理者

管理者は指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする(ただし、年末年始12月30日～1月3日は休業)
- (2)営業時間 午前8時45分から17時00分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業は、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕を作成する。

- 2 主要事項について利用者又はその家族に説明し、同意を得るとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- 3 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(指定訪問リハビリテーションの利用料等)

第7条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は往復110円とし、その実費を徴収する。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、奈良県北葛城郡上牧町、河合町、王寺町、広陵町、香芝市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じる。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2)虐待防止のための指針の整備
- (3)従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2)継続研修 年1回

- 2 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人友誼会 西大和リハビリテーション病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

令和6年1月1日 改定および施行する。